

土木工事施工承認申請書 添付資料

熱海市では既存道路の勾配が急で、承認工事施工後に車両の通行に支障が出る事案が発生しております。

熱海市において、図面と現場の詳細な照査や構造計算の可否判定を行うわけではありません。図面や計算の精査は申請者の責任において行ってください。

完成検査の際、通行支障となるおそれが確認された場合には、申請者において手直し工事を行っていただきます。工事完了後、再検査を行います。

手戻りが生じないように以下のチェックリストを確認していただき、提出書類へ添付していただくようお願いします。

チェックリスト(OKか該当なしへレ点)

OK 該当なし

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
| ☐ | ☐ | 拡幅を要する場合、道路幅員が確保されているか |
| ☐ | ☐ | 縦断勾配が著しく急勾配ではないか |
| ☐ | ☐ | 内カーブの勾配が急となっていないか |
| ☐ | ☐ | 構造物が仮設(簡易)ではないか |
| ☐ | ☐ | 道路線形が急カーブ、急角度ではないか |
| ☐ | ☐ | 舗装構成が基準に合っているか |
| ☐ | ☐ | 排水水路断面積が上流部の断面積以上確保されているか |
| ☐ | ☐ | 構造物の安定計算を十分精査し、安全性を確認したか |
| ☐ | | 車両及び歩行者の通行に支障のない設計となっているか |

